

基本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件  
令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外23名

被告 国外2名

### 準備書面4

2021年1月25日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



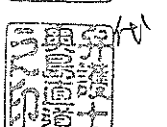
同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

湯川 二郎



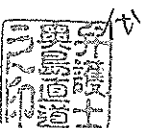
同

八木 正雄



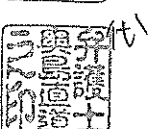
同

山中 真人



同

水野 泰孝





第1 原告 ████████ に対する2020年1月24日付予備的変更の訂正

原告 ████████ について、下記のとおり予備的請求の請求の趣旨については変更（交換的変更）し、請求原因については追加する。

記

請求の趣旨

- 1 被告国は、原告 ████████ に対し、金140万円及びこれに対する2018年7月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

請求の原因

原告 ████████ に関しては、大洲市については請求をしていない。避難すること（運び出すこと）によって損害を免れることができた範囲については、家財の2割と考えるので、130万円である。弁護士費用の10万円を合わせると、140万円の損害となる。

第2 釈明

- 1 被告国の第2準備書面の35頁6行目から同頁20行目までの確認

「ダム事務所では、午前5時00分から50分までの間は、それまでの予測と同様に放流量が毎秒1000立方メートル程度と予測していたが、その10分後の6時00分になると、雨量予測が大きく変わって、放流量の予測が毎秒1750立方メートルになった。」という理解でいいのか。

- 2 ホットラインによる山鳥坂ダム工事事務所長からの連絡

鹿野川ダムを管理する山鳥坂ダム工事事務所長は、大洲市に対して、7月7日午前6時50分、毎秒6000立方メートルの放流見込みを伝えている。これは肱川洪水予測システムにおいて予測されたデータに基づいて伝えたのか。

- 3 大規模洪水と中小規模洪水の区別

大規模洪水の規模について、野村ダムでは毎秒1000立方メートル以上の

-

1



-

1

最大流入量、鹿野川ダムでは毎秒2000立方メートル以上の最大流入量と考  
えているようであるが、最大流入量だけを基準として大規模洪水と中規模洪水  
の区別を考えていたのか。最高流入量に達するまでの時間を考慮してはいない  
のか。

4 異常洪水時防災操作を開始してから、放流量が流入量と同じ流量になるまで  
の時間

ゲートを開いただけで、直ちに放流量が流入量と同じ流量になるとは思えな  
いが、例えば、放流量が毎秒300立方メートルの場合に異常洪水時防災操作  
に入って、放流量が流入量と同じ1750立方メートルになるには、どのくら  
いの時間がかかるのか。

5 平成7年の洪水の原因について

平成7年の水害は、激甚災害に指定されるように、中規模洪水とされる割に  
は被害が大きい。鹿野川ダムからの放流量が毎秒600立方メートル～800  
立方メートルだったと思われるが、小田川から最大毎秒何立方メートルの流入  
量があったのか。平成7年の水害について説明した文書が見当たらない。どの  
ような原因であれだけの水害が生じたのか、原因について説明した資料の開示  
を求める。

.

4



r

l